

平成27年11月18日

裁判官各位

職員各位

大阪高等裁判所事務局長 北川 清

服務規律の遵守について（お知らせ）

1 飲酒について

年末年始には飲酒の機会が増えることと思われま

す。過去には、深夜まで飲酒した上、犯罪行為（暴行・わいせつな行為等）に及んだことにより職員が逮捕される事態が生じており、当該職員が刑事処分を受けたり、国家公務員法上の懲戒処分を受けたりするだけでなく、広く報道され、裁判所に対する国民の信頼を損なう結果となっています。また、深夜まで飲酒した帰途に事故に巻き込まれたりする事態も生じています。

裁判所職員としては、たとえ私的な時間であっても、飲酒に伴う事故等が発生することで、裁判所全体が国民の信用を失うという重大な結果を招くことを十分に認識して、過度に飲酒して酩酊するようなことは厳に慎む必要があります。

以前から繰り返し注意喚起しているところですが、①自己の酒量をわきまえて飲酒量を控え、酩酊するほど飲酒しない、②深夜に及ぶ飲酒をせず、遅くとも午後10時頃までには帰路につくことを徹底し、節度ある行動をとるようにしてください。

2 年末年始の自動車等の運転について

年末年始には、旅行や帰省などで自動車等を運転する機会が多くなることと思われま

す。自動車等を運転する場合には、安全運転を心掛け、交通事故防止に努めるとと

もに、法の遵守を厳格に求められる裁判所職員として、交通法規の遵守について、より一層留意してください。

万が一、事故や違反等が生じた場合には、報告の可否を自分で判断せず、軽微なものでも速やかに上司や管理職員等に報告の上、指示を仰いでください。